

令和元年11月20日

# 建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第155号

川崎市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

## 川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会の設置について（案）

### 1 趣旨

- (1) 等々力緑地においては、平成 23 年 3 月に「等々力緑地再編整備実施計画」を策定し、計画に基づく段階的な緑地の整備等の取組に加え、公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用の検討など、公園のさらなる魅力向上に向けた取組を進めています。
- (2) そうした中、民間事業者からの PFI 法に基づく民間提案の提出に伴い、有識者による審査を行ってきたほか、今般の台風 19 号による浸水被害等が発生するなど、緑地を取り巻く大きな状況の変化が生じています。
- (3) 今後、こうした課題に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現を図っていくため、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定作業を進める必要があります。
- (4) これらの本市の取組を専門的見地から調査・審議する機関として、「川崎市附属機関設置条例」を改正し、令和元年 12 月から、「川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会」を附属機関として位置づけるものです。

### 2 委員会の所掌事務

#### <所掌事務>

等々力緑地の再編整備に関する計画の策定その他等々力緑地の再編整備の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。

- (1) 小杉駅周辺のまちづくりの進展や都市公園法の改正など、社会環境の変化に伴う新たな課題等への対応や、自然災害リスクの高まりを踏まえた防災対策など、魅力あふれる公園の実現や効率的・効果的な施設運営等に向けた等々力緑地を実現するため、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定に向け、再編整備の推進に関する事務を所掌します。
- (2) 上記の事項に関して、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けた視点からの審議を行います。

### 3 委員の構成・委員の任期

#### (1) 委員の構成

学識経験者 7 人（PPP（公民連携）、造園、スポーツ、建築、防災等の識者）、関係団体の役職員 1 人及び公募市民 2 人の計 10 人以内で組織します。

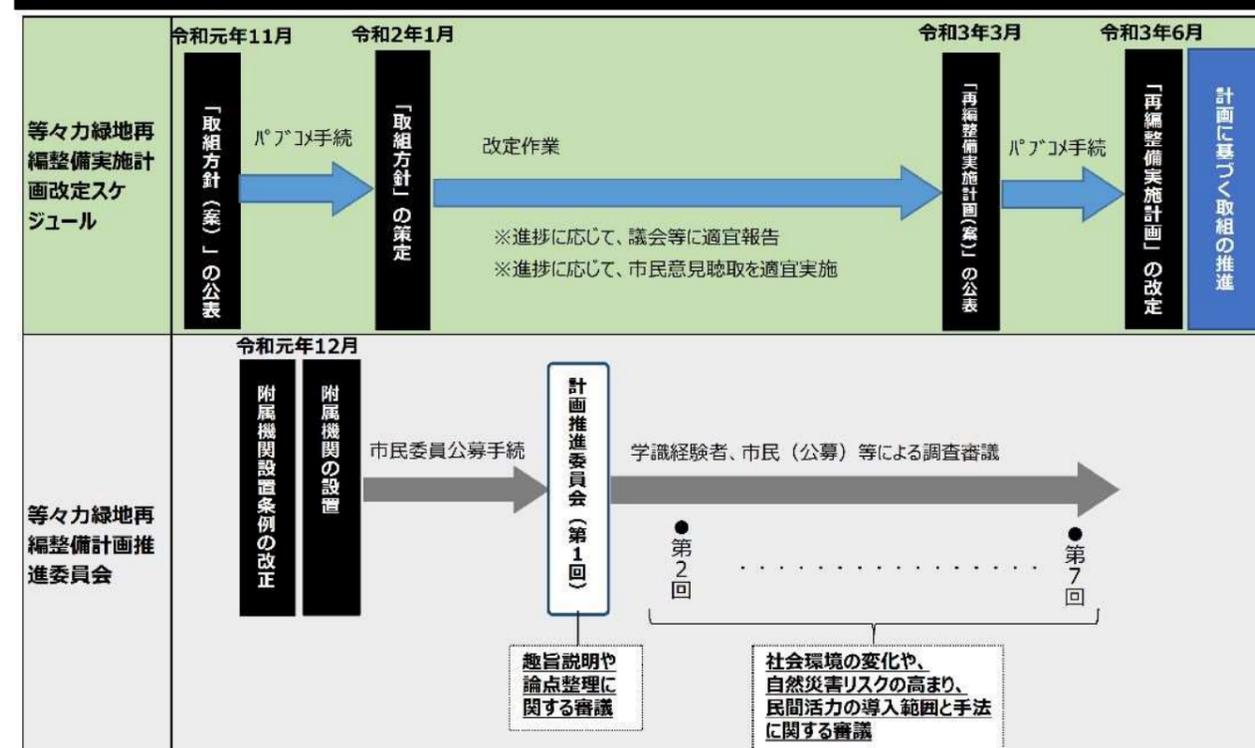
#### (2) 委員の任期

委員会の委員の任期は 2 年間とします。

### 4 調査審議の内容

- (1) 市の各種計画との整合について検証を行います
- (2) 自然災害リスクの高まりを踏まえ、等々力緑地が果たすべき防災・減災の視点から等々力緑地の役割を再検討します
- (3) 公園全体のゾーニングを検討します
- (4) 等々力緑地の魅力向上など課題解決に向けた検討を行います

### 5 委員会のスケジュール（想定）



#### (1) 委員の選定

市民委員については、12月下旬を目途に募集を開始し、公募により選定します。

また、関係団体の役職員については、区町内会連合会の代表者を、学識経験者については、各分野の識見を有する大学教授等を中心に選定します。

#### (2) 委員会の開催

委員会は、令和元年12月の設置以降、令和3年6月までにかけて、7回程度の開催を想定しています。

「等々力緑地再編整備実施計画」の改定に向け、第1回は趣旨説明や論点整理に関して審議し、第2回以降は社会環境の変化や、自然災害リスクの高まり、民間活力の導入範囲と手法に関する審議を想定しています。

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
(略)									
川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	2年	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	2年
川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会	等々力緑地の再編整備に関する計画の策定その他等々力緑地の再編整備の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市民	2年	(新設)				
川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	港湾局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	港湾局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年